

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成28年3月29日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成28年3月29日(火) 午前3時30分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	12	大 澤 泰 久	出
副会長	福 岡 昌 弘	出	13	柿 本 利 憲	出
2	大 坪 利 子	出	15	寺 崎 敏 春	出
3	隈 本 たつ子	出	16	伊香賀 敏 孝	出
5	真 木 一 男	出	17	井 上 富 雄	出
6	中 村 康 行	出	18	山 崎 茂 人	出
7	牛 島 洋	出	19	井 上 茂 紀	出
8	原 政 勝	出	20	中 島 覺	出
9	福 山 和 彦	出	21	高 尾 重 信	出
10	筒 井 治 喜	出	22	米 倉 薫	出
11	森 園 敏	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 福光 行男
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 20番 中島 覺委員 21番 高尾 重信委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件、
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成27年度 第13号農用地利用集積計画(案)の決定案件	18件
第4号議案	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更申請に伴う 農業委員会の意見聴取案件	1件
第5号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る 意見聴取案件	1件
第6号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2件
第7号議案	吉野ヶ里町農業委員会会議規則の一部を改正する規則	1件
第8号議案	吉野ヶ里町農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規則	1件
第1号報告	農地の賃借料情報の公表及び目安(案)について	1件

[開会 午後3時30分]

- **事務局長** 皆さん、こんにちは。只今より平成28年3月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

会長 皆さん、こんにちは農業委員になって3年1月になりましたが、皆さん方の支援によりまして、勤めることができました。まことにありがとうございました。本日が最後の委員会となりますので、忌憚のないご意見ををお願いします。また4月1日からは新たな体制で、スタートすることとなると思いますが、新しい農業委員さんに対してのご支援等もよろしくをお願いしますと思いますので、よろしくをお願いします。それでは、お願いします。

- **事務局長** それでは本日の出席委員さんですが、21名中21名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。

20番 中島 覺委員 21番 高尾 重信委員

議事録署名委員をお願い致します。

- **議長** 3番の議題に入ります。

第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請案件	1件、
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	1件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成27年度 第13号農用地利用集積計画(案)の決定案件	18件
第4号議案	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更申請に伴う 農業委員会の意見聴取案件	1件
第5号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る 意見聴取案件	1件
第6号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2件
第7号議案	吉野ヶ里町農業委員会会議規則の一部を改正する規則	1件
第8号議案	吉野ヶ里町農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規則	1件
第1号報告	農地の賃借料情報の公表及び目安(案)について	1件

以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入っていきたいと思います。農地法第3条の説明を求めます。

- **事務局長** 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請でございます。整理番号3-1を朗読

2ページをご覧になっていただきたいと思います。所有権移転に関する農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりで、該当はしておりませんが5号と7号を読み上げます。

まず、5号の下限面積を読み上げます。

譲受人及び世帯員が、耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積（50a）未満であるが、耕作の事業が草花等（苺）の栽培でその経営が、その経営が集約的に行なわれるものであり、施行令第6条第3項第1号に該当する。

続いて、7号の地域調和を読み上げます。

申請地ではこれまで米、麦、大豆の栽培が行なわれていたが、今後は譲受人が苺の栽培を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。として条件は満しています。

申請地ですが、3ページをご覧いただきたいと思います。位置図ですが、図面中央右の申請地と太線で、囲っている部分が、今回の申請地でございます。地区的には松葉地区の東側になります。つづいて、4ページは字図ですが、申請地は4616番-1、4616番-2と中央右に太線で囲ってあるところです。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、中島委員さんお願いします。

- **20番(中島委員)** 松葉の生産組合長さんと話しましたが、特に問題ないと思います。ただ、道路に車を止めるのは困るので中に入れてくれと生産組合長から話しをされたとは聞いています。

- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。申請者の田中さんは先月、認定農業者として申請をされた方だったんですけど、農地の問題で、認定を受けていないとして保留となっていました。今回農地の所有権を取得して農業を始めて行くとして再度、申請がされています。

ご質疑ございませんか。ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、

挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1の説明をお願いします。

- **事務局長** 5ページをごらんください。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請でございます

整理番号5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：平成24年5月23日)ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である一般住宅として、候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

(別添：顛末書及び現地写真)

6ページをごらんください。管内図ですが、申請地と中央の小さく黒く囲っているところが、申請地となっています。

7ページは位置図ですが、申請地の場所は中央の小さく黒く囲っているところです。

8ページの字図では、中央の申請地と書いてあるところの1557番地-2が申請地です。地区は坂本地区です。

続いて、9ページは土地利用計画図です。図面左が北側になり、申請地の敷地中央に今回の申請家屋を計画され、東側に駐車場2ヶ所、南側に物干し場等を計画されています。

雨水排水として、敷地内の雨水は各方角に排水する計画です。

下水は、計画建物周りの敷地北西側を通して西側に集めて、図面下側の西側に合併浄化槽を設置して、西側の水路に放流する計画です。

断面図が付いていますが、

図面右の断面図A-A`断面では、申請地の東西の断面図です。石積みを利用した形での断面図です。

図面下の断面図B-B`断面では、南側にはコンクリートブロック1段の施工予定です。他の方角は、現状を利用するという事です。

10、11 ページは建物の1, 2階の平面図です。

12 ページは東西南北からの建物立面図です。

13 ページは顛末書を朗読 14 ページは現況写真方向図ですが、15 ページ~20 ページまでは北、東、南側からの現状写真です。

説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、大澤委員さんお願いします。
- **12番（大澤委員）** この案件について、申請者のお父さんが相談にみえられまして、私も現地を見に行きまして生産組合長さんに話して事情を確認しましたが、申請者としては異議ありませんとしています。7ページを見ますと東側が、道路になっているのですが自分としては、建築基準法での道路の幅がいいのかと思いますが、途中で坂本川のところに欄干があるところは、幅4mあります。ただその上側は弱感、舗装がない土の部分があり、狭いかと思うところもありますが、それ位あれば、消防車とかは通るのではと思います。建築基準法での決まりはわかりません。地元としては異議はないです。私も異議はないです。
- **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。道路幅が狭いような気がするんですけど、橋の架かっているところの道路は里道でしょう。右側の南北の道路は町道ですが、道路幅員が少し狭いかもかもしれませんが、町道認定されているのでしょうか。この案件に質疑のある方は、お願いいたします。
- **19番（井上委員）** これは、農地の転用の案件ですよ。
- **議長** 農地を宅地にする場合は、消防法の規定が関わってくる。
- **19番（井上委員）** この話しは、農地の転用の案件として転用できるかということですよ。消防法の件は違う部署でするのではないですか。
- **議長** 県の判断として消防法関係の調整なされて許可になるかと思います。
- **9番（井上委員）** 4m道路幅ないと家を建てられないと言うならね。
- **議長** 幅員をとれない現況と字図上は4m越えてると法面上、法面下からの幅員は越えてる。

- **事務局 福光** (黒板により説明) こちらの道路がせまいと言われていると思いますが、この道路は建築基準法の道路ではありません。建築基準法の道路として土木事務所で確認された道路はこちらの道路で、町道になっています。敷地に対して2 m接道しておればいいので、この道路で2 mとれているということで、基準は満たしているとなりますが、やはり関係ないというわけではなくて、この道路がないと転用できないとなりますので、建物は建てられない。あくまで、他法の基準も踏まえてクリアしている必要はあります。
- **12 番 (大澤委員)** 地区内からの進入路は里道のこちらが主なので、
- **事務局 福光** あくまで、建築基準での道路はこちらということです。
- **議長** 事務局の説明でご理解いただきましたでしょうか。申請地は道路法上の接している4 m道路の許可相当ということです。
ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。
はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** 続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願い致します。
- **事務局長 21** ページをお願いします。
第3号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規が4件、再設定が14件で計の20件があがっております。地目は田が32筆、畑が1筆で、田の面積が56,140 m²で、畑が1,933 m²となり、計33筆、面積が58,073 m²です。
22ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第18条第3項の各要件を満たしております。
説明は以上でございます。
- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思っております。

- **議長** はい、次の4号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件、5号議案 農業振興地域整備計画（農地利用計画）の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件の説明をお願い致します。

事務局の説明をお願いします。

- **事務局長** 23ページをお願いします。

4号議案 農業振興地域整備計画（農地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件

5号議案 農業振興地域整備計画（農地利用計画）の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件の説明を農林課より続けてさせていただきます。

4号議案 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更申請に伴う農業委員会の意見聴取案件、整理番号（農振・1）を朗読。申請人、申請理由により、農振除外申請について、農業委員会に意見伺いがあります。

申請場所は、位置図が27ページに付いていますが、国道385線の東脊振南部ライスセンターの北東側に位置し、いま開園準備中の吉野ヶ里公園の北口開園から東へのストレートの交差点の場所に位置しています。

後の内容は、農林課から説明をさせていただきます。

- **農林課 徳安副課長** 1月、2月と審議をしていただいた分です。農振除外としては、3,460m²の振興計画の変更ということでは、すでに農振除外をかけていて白地にな

っている1407番地1がありまして合せて6,049m²として説明をさせていただいたところ。前回議会等の意見を聞いたのかとの意見がありましたので、議会の全員協議会のほう3月22日に説明をさせていただいたところ。ただし、議会のほうのご意見としましたは、農振除外の案件、開発行為の案件については議会の承認事項ではないので、あくまでも説明は聞いたとして、ただし、この場で良否の判断はできないとのご返答をいただきまして、農業振興地域の変更、農振除外につきましては農業の関係団体の意見を聞いてうえで、佐賀県の同意を得て町で、決定することになっているので、それに基づいて進めて欲しいとのご意見をいただいています。

す。

そういったなかで、農業委員会以外の農業団体の意見聴取が、全部終わっております。そのなかの意見としましては、55 ページ以降に農業団体の意見書が提出されています。吉野ヶ里町土地改良区の意見としまして、土地改良区域内であります、近隣に住宅地等があることから計画の変更は特に問題ないと思われるが、当該地には土地改良施設、水路が隣接し、周辺農地への用水のパイプラインが埋設されており、周辺農地への影響を考慮して適切な処理を行なうことということで、パイプラインの移設、水路の件については申請者から十分この後、協議を土地改良区といたしますと返事をいただいています。

56 ページ、57 ページにつきましては、佐賀東部土地改良区の意見書を添付しております。

佐賀東部土地改良区の意見としましては、国、県営事業に影響がないとして支障がない。ただし転用の際は決済金の支払いを条件とする。転用の時に決済金の支払いをするということでは、返事をいただいています。

それともう 1 団体、農業共同組合からもいただいています分を 58 ページ、59 ページに添付しています。

このなかで、地元で十分協議されたものであり、承諾します。ついでには、周辺農業、農業生産に配慮してください。

農業関連 3 団体からの意見と農業委員会の合せて 4 団体から意見を聞くということになっていますので、3 団体からはこの意見書が提出されています。

そのなかで、皆様方の意見としましてこの案件がでた場合に段階的に周りに波及するのではないかというご意見が出ておりました。そういったなかでは今回の案件につきましては農振除外を含めまして吉野ヶ里町が、作成をいたします農業振興整備計画の変更申請に係る振興計画に係る意見を聞いていますが、吉野ヶ里町大曲地域の農業振興に関する計画、(27 号計画) というものを吉野ヶ里町のほうで作成しております。その 27 号計画を作成するうえにおいては土地改良事業等で、支障がないかということを含めて、町として振興計画をどうするのか。吉野ヶ里町が作成す

る分になります。その分については地域の農業の振興の発展から定められた計画であると言うことを吉野ヶ里町の方で定める必要があります。

そういったなかで、今回については、吉野ヶ里としては、地域の農業の振興のために寄与する施設であるということで、町としても重地してでも進めていきたいとの町長の方針を踏まえてこの 27 号計画を作っておりますので、その他の計画が、この 385 号計画の沿線沿いにできた際も、農業の寄与する施設か、支障がないか、十分町が判断したうえで、農振除外についてはかけていきますので、この施設ができたからといって周りに波及するということはないと思っています。ただし前回もご指摘がありましたようにここにできたならいいのではないかの問い合わせは増えてくると思います。その問い合わせにつきましては、農業委員会事務局のほうにもご協力をいただきまして農振除外、農地転用につきましては、農業に寄与する施設以外は難しいですよ。と説明をさせていただきたいと思いますので、今回はあくまでも町として農振除外をしてここに農産物直売所兼レストランを誘致したいということで、個別の案件としましてご理解をいただきましてご意見をいただいたと思います。農林課からの説明は以上です。

- **議長** はい、農林課からの説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願い致します。
- **7番（牛島委員）** これは今あるさざんか千坊館と同じでしょう。あそこを今後どのようになりますか。町の財源を使っていますよね。そのことはどう考えておられますか
- **農林課 徳安副課長** この件につきましても現在管理を委託している所管の商工観光課の方ですが、商工観光課と十分協議をさせていただいておりますが、ただし牛島委員さんが、言われますように影響がまったくないということはないと思います。ただし町全体の振興を進めていくうえで、影響がすこしでもありますけれど、今回の計画については、検討したうえで、この計画として合せて進めさせていただきたいということで、ご理解をさせていただいているところです。
- **1番（福岡委員）** 駐車場の計画を図面であります、バスが 8 台、客が 106 台止るようになっていますが、かなり駐車場が、広いと思いますがこれだけの規模が、必要

ということですか。

○ **農林課 徳安副課長** ここで、営業されますので、停車の換算したうえで、試算をした上で駐車場の規模として売店の規模を考えてこれくらいの規模が、必要と試算をした上での計画です。

○ **議長** よろしいですか。

○ **12番（大沢委員）** 農業振興ということですが、メリットとデメリットが考えられることがあれば教えてください。

○ **農林課 徳安副課長** はい メリットとしては、まず農業振興の観点からいきますと本来、こちらに進出していただくにあたりまして町の方と雇用協定を結ぶ計画です。雇用協定の内容としては、農業者、農業者の家族から70%の雇用をする。そして残りの30%についても60%以上の地元雇用を目指して募集をして地元を優先して雇用をする。残りにしましては、関連する本社等から連れてくるということで、基本的には地元の雇用、地元の農業者の雇用というものを、正面で取り組んで募集をかけていただくようにしております。地元農産物ということで、先ほど牛島委員からありましたようにさざんか千坊館と今は山茶花の湯しか地元農産物を出荷するところがないということです。弥生の里につきましては、3月いっぱい閉めるということで、農産物直売所は町内にはひとつもないという状況で、今度、農家の方、地域の方たちの野菜等の出荷をする場所として米、麦、大豆以外の農業収入につながる。地元の野菜の生産振興につながる。そしてレストラン、豆腐屋さんの大豆や地元産の農産物を使うということで、計画を進められております。農業の振興としての地元産の農産物の販売、生産そして農家との雇用というところにも役に立つということを考えています。

デメリットとしては、先ほど言われましたように町の施設であるさざんか千坊館との重複という部分、それと圃場整備された1級農地ということがありますので、前回説明をさせていただきましたが、周りの農地のパイプラインの付け替え等をすれば直接的な周りへの影響は少ないと言いながらも周りが田圃に囲まれていますので、まったく農業生産上の影響がないとは言えないなということです。

今のところのメリット、デメリットとしては、そういうところを考えています。

- **議長** 他にありませんか。
- **12番（大沢委員）** 今、さざんか千坊館について指揮、経営者が変ると聞いたんですが、経営者が変るとそういう状態になっていくということですか。
- **農林課 徳安副課長** 指定管理者として農協さんについてが平成28年度としては、受けることができない。いったんお断りをされています。そのなかで、公募をしたが、どこも受け手がない。そういったなかで、農協さんに受けていただく条件として、指定管理料の引き下げがはいついていまして今回にかぎってか、今後も指定管理料の引き下げがされていくのかは商工観光課には確認はしておりません。
- **議長** 他にありませんか。
- **5番（真木委員）** 東脊振南部ライスセンターとの兼ね合いは、
- **農林課 徳安副課長** そのことも十分協議をするということで、十分配慮させていただいております。
- **議長** 他にありませんか。
- **18番（山崎委員）** 議案の29ページですけど、国道385号線からの進入口が6mと8mですか、南側の町道の進入口の広さはどれくらいですか。
- **農林課 徳安副課長** 図面上の南側の町道の進入口の広さは国道385号線南進入口の広さは縮尺で言えばお客さん用の出入り口と同じ8mの幅ではないでしょうか。国道385号線北進入口の広さは従業員用、般入業者の出入り口として6mの幅です。
- **18番（山崎委員）** 大型バスはどうするんですか。交通障害になりかねないのではないですか。
- **農林課 徳安副課長** 事業者の確認を取りたいと思います。
- **18番（山崎委員）** 混雑するのではないかと思います。
- **西村農林課長** 今度交差点については、信号が付いていますので、もし状況によっては町道側については、北側にいく場合もこちらの方からバスは信号で、北側に行く対応は可能だと思いますので、状況に応じて通常右折する場合とかけっこうオーバーハングというか、町道側からして比較的交通量が、少ないところから北側に向かう交通量の状況によっては、バスの駐車場の南側にできますので。

- **18番（山崎委員）** ある程度農作業ありますので、通れないと農繁期とかコンバインも動くし、さしつかえなければいいのですが、コンバインが通れないということはないようにしてください。
- **農林課 徳安副課長** 先ほどの真木委員から意見があった共乾施設の利用時期についてのことも十分共乾施設と協議したうえで、出入りの付いても配慮していただくという事は事業者と話しています。
- **8番（原委員）** 稲の刈り取り、消毒のときはコンバイン、管理機が、通りますし、特に消毒のときとか、現在行なっている作業への影響大丈夫かなと
- **農林課 徳安副課長** 地区の説明会でも、近隣の耕作者の方からこういう施設ができたからといって別に消毒は今まで通りしますよとどちらかという迷惑をかける。かけないということではなく、自分たちは普通どおり消毒しますよといわれた部分については、そのあたりについて十分理解をしたうえで、ここに作らせていただいくので、そのあたりについてこちらのほうから苦情をいうとかは、けっしてしません。
- **8番（原委員）** 管理機が、風でけっこう飛ぶんですね。
- **議長** 自動車で、通る方より、お客さんが、言われるんすよね。
- **18番（山崎委員）** おまけに粉剤とか散布なら大事になるのではないかな。
- **議長** この計画では道路の反対側に、野菜の食事スペースまで書いてあるからどうかと思う。
- **8番（原委員）** 消毒は年中するわけではないからそこら辺事業者の方に消毒しますよということで、了解をもらわんことには困りますね。
- **議長** 事業者の方は了解していますが、お客さんは了解しておりません。それにたいしてどういう対策がよろしいのか
- **1番（福岡委員）** 結局は今の田手川の橋が開通したら、たぶん開通したら神埼方面から相当交通量が、あると特に夕方について工業団地から通る者が多くなる。南部共乾、ライスセンターのところは今でも夕方は混雑している。
- **議長** 面積が6000m²あるのをもう少し縮小できないのか。相手の計画ですからなんともできませんでは、最小限でいかんと、町が進んで計画を後押ししているのは

わかるので、もう少し面積の縮小できないか。

- **20番（中島委員）** 町道はまだ全部整備できていないでしょう。全部開通した場合工業団地からどんどん車が入ってくる。西の方向につながる道路に農繁期には渋滞にならないか。
- **議長** 農繁期に軽トラック止めていると動かせと言われるのではないのか。
- **1番（福岡委員）** 農繁期は忙しいから渋滞になってまだこんか、まだこんかと現状でもかなり混んでる。南部ライスセンターは夕方とかね。そういうときに他の地区からも収穫した米を持ってくるときに支障をきたさんやろうかねと思う。
- **事務局長** 南部ライスセンターとの協議は十分してその情報については反映するということでしょう。
- **農林課 徳安副課長** まだ、こういうにつまった状態では話ができないということで、今後計画を進めるうえで、十分検討させていただきますということで、回答いただいております。
- **19番（井上委員）** 話はしとらんということですが、話をしてからこの場に持ってくるのが、すじではないのですかそれだったら、最終的には賛同するのではないのか。地元の了解をとってしまわんことには、いけないのではないですか。
- **事務局長** 地元の地区からは、同意はとってあって問題ないとは思いますが。
- **19番（井上委員）** 南部ライスセンターの問題だけですので。
- **2番（大坪委員）** 南部ライスセンターの意見を先に聞いた方がいいと思います。この状態だから先に進まないのですが、そのことを先にすれば声が、出るのではと思います。
- **西村農林課長** 南部ライスセンターへは協議をしていかなければいけないと思えます。ただ今の段階で、計画ですので申請をされている状況ですので、協議まではしていない状況です。
- **議長** ここで判断してよかでしょうとして南部ライスセンターの件をかけて農業委員会が決定した話になってくる。
- **13番（内川委員）** 南部の共乾の委員さんがですね。刈ってわかっているから敷地以

外については退けろと言われれば、なにをしているかわからん。共乾を移動せんといかんとなるかもわからん。

○ **議長** 事業者の方が、移動させんでよいという内容が確認できれば賛成できる。

○ **農林課 徳安副課長** 先程からも説明をしているようにパイプラインの移設、水路の件について協議をするようにと土地改良区からも意見もあります。

農業委員会さんからの意見としましては、いま言われたように十分南部ライスセンターとの協議をして進めるようにとの意見ということで、対応させていただきたいと思います。

○ **議長** 他にございませんか。ご質疑ございませんか。はい、質問もないようでございますので、農業振興地域整備計画の変更及び農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る協議について、南部ライスセンターとの協議を十分してくださいとの意見をだすということでもいいですか。

承認いただける方は挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。承認ということできたいと思います。

○ **議長** 続きまして、次の第 6 号議案 農業経営改善計画の認定についてお願い致します。

○ **事務局長** 61 ページをお願いします。第 6 号議案 農業経営改善計画の認定としまして、2 名さんから今回出ております。この件につきましては、農林課の方で説明をさせていただきますので、よろしく御願致します。

○ **農林課 徳安副課長** 申請者は田中正和さんの分から説明をさせていただきます。

62 ページをお願いします。農協経営改善計画認定申請を 3 月 18 日に提出されています。

田中正和さんは、現在、39 才で大曲地区にお住いです。今回、第 1 号議案であげられていました石動農産の土地をお借りして、ハウスを建設して営農を始めるとのことです。

以下、農業経営改善計画の認定についての説明を朗読。

農林課からの説明は以上です。

○ **議長** いちごを 20a ということでですけど、5 年後の計画ですけど、粗収益、坪単価約 12,000 円収入が、上がるとされています。8,000 円、9,000 円くらいでないですか。

12,000 円の収入、それくらいは上がりますか。

- **5 番（真木委員）** やりかたによっては坪単価でそれくらいの収入以上、上がることも可能。
- **議長** 最大の坪単価は 20,000 円で、表彰に値する。
- **5 番（真木委員）** 坪単価で 20,000 円は表彰ものです。ただこの方は独身の方ということですね。
- **議長** 他にございませんか。他にご意見もないようでございますので、この認定について可能という方、挙手をお願いします。はい、挙手多数です。認定していきたいと思えます。
- **農林課 徳安副課長** 続きます、2 件目が高尾博司さんです。現在、46 才で上三津西地区にお住いです。寺ヶ里地区の生産組合長をされている方です。
米、苺の生産をされていますが今後も米、苺の生産を続けていきたいとのこと。
以下、農業経営改善計画の認定についての説明を朗読。
農林課の説明は以上です。
- **議長** 質問ございませんか。ご意見もないようでございますので、この認定について可能という方、挙手をお願いします。はい、挙手多数です。認定していきたいと思えます。
- **議長** 第 7 号議案 吉野ヶ里町農業委員会会議規則の一部を改正する規則についての説明をお願いします。
- **事務局長** 72 ページでございます。続きます、第 7 号議案 吉野ヶ里町農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてを朗読
説明は以上です。
- **議長** 第 8 号議案 吉野ヶ里町農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の説明をお願いします。
- **事務局長** 75 ページでございます。続きます、第 8 号議案 吉野ヶ里町農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程についてを朗読
説明は以上です。

- **議長** 第1号報告 農地の賃借料情報の公表及び目安（案）の説明をお願いします。
- **事務局長** 続きまして、お配りしています 第1号報告 農地の賃借料情報の公表及び目安（案）について

平成21年6月の農地法の改正により3年毎に設定されていた標準小作料制度が廃止されました。これに代わって農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条により農地の賃貸借の情報の提供として毎年、前年の1年間に締結された農地の賃借データを収集し大字、圃場整備地区、土地形状等により区分し区分毎の最高値、最低値、平均値を情報提供するものとなっています。

ただしこの賃借情報資料は、縁故間による取引、地区の平均より著しく低額、高額なデータは取り除くとなっており、これにより貸し手、借り手の契約の目安としてホームページ等にて情報提供することとなっております。この情報提供は平成22年から実施しています。

しかしこれだけでは、貸し手、借り手、には分かりづらいとのことで、目安となる価格が必要ではないかとのことでありましたので22年当初、25年に目安となる価格を農業委員さんに提示しまして検討をしたなかで目安を設定いたしました。

ただしこの価格はあくまで目安であって契約は貸し手、借り手の判断によるものであります。

この賃借情報の目安がないものについては、ホームページに掲載しますが目安となるものは、広報紙、生産組合長会等にて情報提供したいと思います。

目安については原則3年毎としたいと考えているところですが、毎年となると契約者も分かりづらい、また目安となる価格が低下の一途となる恐れがあるため原則3年毎としたい。（ただし近隣市町では目安は少ないようです。）

別紙の賃借情報の算出に当たっては別紙のとおり前年の平成27年1月から12月までのデータをもとに大字毎のデータ数、賃貸借料額の最高値、最低値、平均値を挙げております。

A地区は、旧三田川地区の箱川下分、下藤、乙の馬手、田中としB地区は、旧三田川地区の箱川上、大字豆田、田手、吉田、立野とし旧東脊振地区の大字大曲、三津、石動地区の圃場整備地区としています。C地区は、松隈、上三津西、新宮田、目達原、上中杖上、苔野、萩原の一部でB地区の圃場整備未整備地区もC地区となっています。D地区は小川内地区であります。D地区については、データがないため実勢価格にはあわせておりません。また畑については、ほとんどの市町が田についてのみ情報提供となっているため示していません。

この目安となる価格については米・麦・大豆の価格状況、収量、肥料農薬の経費等の状況また近隣市町の動向を勘案して提示しておるところですが貸し手、借り手の立場を尊重しての検討が必要と思っています。

主なものの実体として米の価格・収量の推移は、価格の推移としてはヒノヒカリが平成24～26年産の平均価格12,451円となり平成23年産の価格13,084円と比較して95.1%と5%弱下落している。ヒヨクモチについては平成24～26年産の平均価格14,096円は23年産の平均価格14,206円と比較して99.2%と1%程度下落している。

麦、大豆は単価的には変わらないとのことであった。

収量的には水稻の H25～26 年産は H24 年産から比較的少なく推移している。小麦の H25～26 年産は H24 年度をピークに比較的少なく推移している。大豆も H25～26 年産は H24 年度をピークとして減少へ推移している。

生産費についても労働費等が減少しているが物財費等の種子、肥料、農薬等は 25 年度が上昇している。その後は、種子は上昇し、他は平準化している。

粗収益、所得については米・麦ともに H24 年をピークに 25 年度は価格の下落もあり少なくなっている。

貸し手においては、佐賀東部部土地改良区賦課金、町土地改良区経常賦課金並びにライスセンター固定経費、圃場整備事業費、固定資産税等がある。

また近隣市町との比較においても神埼市の賃借料平均が大字本掘地区で 20,348 円また、千代田地区の下板は 20,849 円となっております。反対に上峰町の隣接地前牟田地区は 13,400 円と非常に低価格に設定されている。みやき町においては旧三根町が 18,100 円となっております。

九州農政局発表の佐賀県内の農地の田の賃借料情報の H25 年度と、15,667 円で H26 年度の 14,597 円であり、増減額が 9.3%で 7%程度下落している。

また平成 22 年より始まった米の戸別所得補償{経営所得安定対策}による政策支援等が半減しており、農業所得においては、マイナス要因となっております。

このようなことから総合的に判断した中では、別紙のとおり目安として 2 通りを設定しているところであります。1 つは現状の価格、もう 1 つは 0.93%の設定率として A 地区 17,700 円・B 地区 15,900 円 C 地区を 13,500 円 D 地区は小川内として現状の 5400 円としています。地区割についてはこれまで通りの ABCD 地区に分けて設定しております。なお畑については一律 3,560 円となっております

目安のついてはこの金額でどうかと考えますが、賃借料決定には、貸し手借り手の立場を理解のうえ双方合意のうえ決定していただきたいと思えます。

(ただしインターネット等に掲載する場合は設定率、目安は掲載いたしません。)

説明は以上です。

予定しておりました議題につきましては、一応、本日の案件はすべて終了致しました。

これをもちまして、本日の総会は終わります。

閉会 午後 5 時 21 分